芦屋市こども基本条例（仮称）条例要綱案

第 1 章　総則

1　目的

こどもの権利を守り、こどもが安心して自分らしく成長できるまちをつくるため、市、教育委員会、学校等、家庭、地域の人、地域団体及び関係機関など、こどもに関わるそれぞれの役割と基本となる考え方を定める。

2　定義

この条例において、次の用語を定義する。

・こども：18 歳未満の者
・市：芦屋市
・教育委員会：芦屋市教育委員会
・学校等：学校、幼稚園、保育所その他こどもが育ち、学び、生活するために通い、通所し、又は入所する施設
・家庭：こどもが生活し、育つ場となる家族その他の生活の単位
・地域の人：市内で生活し、働き、学び、又は活動する人で、こどもの育ちに関わる人
・地域団体：自治会、子ども会、青少年関係団体、スポーツ・文化団体その他地域で活動する団体
・関係機関：児童福祉、保健、医療、教育その他こどもに関わる機関

3　基本理念

こどもを一人の人として大切にし、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、こどもの思いや意見を大切にし、こどもが自分らしく成長できるよう支える。

4　こどもの権利とその保障

こどもが大切にされ、安心して育ち、学び、遊び、生活するための権利を尊重し、その保障に努める。

第 2 章　こどもの権利と声

5　こどもの意見表明

こどもが、自分に関わることについて、自分の思いや意見を伝えることができる機会をつくる。

6　こどもの参加と権利を知る機会

・こどもが、自分やまちに関わることに参加できる機会をつくる。
・こどもが、自分の権利や、困ったときの相談先、助けてくれるところを知ることができるようにする。

第 3 章　家庭で安心して育つ

7　家庭での育ちと子育て支援

・家庭を、こどもが安心して育つための大切な場所として捉える。
・保護者は、こどもの成長や発達を支え、こどもの権利を尊重するよう努める。
・市は、家庭が安心して子育てできるよう、必要な相談、情報提供その他の支援を行う。
・地域の人、地域団体及び関係機関は、必要に応じて家庭と連携し、子育てを支えるよう努める。

8　家庭の孤立防止と社会全体での支援

・家庭が孤立したり、子育て、教育、養育などを家庭だけで抱え込んだりすることがないよう、関係する者が互いに連携して支える。

・市は、家庭が必要なときに相談し、支援を受けやすい環境を整える。

第4章　学校で安心して学ぶ

9　安心して学べる環境と多様な学び

・こどもが安心して学び、学校生活を送ることができる環境を整える。

・こども一人ひとりに合った、さまざまな学び方や学ぶ場所を大切にし、多様な学びを支えるために必要な取組を進める。

・いじめ、虐待など、こどもの人権を傷つけることを防ぎ、早く見つけ、必要な対応を行い、必要に応じて、家庭、地域及び関係機関と連携する。

10　重大な事案への対応

・こどもに関わる重大な事案が起きたときは、必要な記録を残し、関係する機関と情報を共有する。

・必要な説明や検証を行い、同じことが起きないよう必要な取組を行う。

11　相談・SOS

・こどもが困ったときや助けてほしいときに、安心して相談できる環境を整える。

・相談を受けたときは、必要に応じて関係機関が連携し、こどもが必要な支援につながるよう努める。

第5章　地域で遊び、育ち、つながる

12　遊び・スポーツ・文化・自然・体験・居場所

・こどもが遊び、スポーツをし、文化や自然に触れるなど、さまざまな体験ができる機会をつくる。

・家庭の状況などによって、体験する機会に差が生じないよう努める。

・こどもが安心して過ごせる、さまざまな居場所をつくる。

13　芦屋とのつながり

こどもが芦屋の歴史、文化、自然や地域の人と触れ合い、芦屋とのつながりを感じられる機会を大切にし、その機会をつくる。

14　地域の大人とのつながり

こどもが、さまざまな考え方や仕事に触れ、地域で信頼できる大人と出会える機会をつくる。

第6章　どこにいても安全・安心に暮らす

15　こどもの安全・安心と人権

・家庭、学校、地域など、こどもがどこにいても安全・安心に暮らせるよう、それぞれの立場で必要な取組を行う。

・こどもの人権を尊重し、安心して生活できるよう支える。

16　インターネット・SNS・ゲーム等における安全

インターネットやSNS、ゲームなどによるトラブルからこどもを守るため、必要な情報提供、啓発その他の取組を行う。

17　交通安全・防犯・災害等への対応

・交通事故、犯罪、災害などからこどもを守り、安全に生活できる環境をつくる。
・市は、学校等、家庭、地域及び関係機関と連携して取組を進める。

第7章　困難な状況にあるこどもを支える

18　困難な状況にあるこどもへの支援

・困っているこどもが必要な支援を受けられるよう努める。
・不登校、発達の特性、こころの健康、ヤングケアラーなど、一人ひとりの状況に合った支援を行う。

19　支援につながる環境

・こどもや家庭が助けを求めやすく、必要な支援につながることができる環境を整える。

20　関係者の連携による支援

・市、教育委員会、学校等、家庭、地域の人、地域団体及び関係機関が、それぞれの役割を担い、互いに連携して、こどもを支える。

第8章　地域全体でこどもを支える

21　地域全体での支援

・家庭、学校等、地域の人、地域団体、市及び関係機関が、それぞれの役割を担い、地域全体でこどもの育ちを支える。
・地域の人及び地域団体は、こどもに関わり、こどもを支える取組を進める。
・市は、地域の人及び地域団体が行う取組を支援する。
・地域の行事、文化、自然などを通じて、こどもと地域とのつながりを育てる。

22　こどものための取組の総合的・計画的な推進

市は、こどもの権利が守られるために必要な施策を総合的かつ計画的に進める。

23　関係者の連携

市、教育委員会、学校等、家庭、地域、地域団体及び関係機関が、こどものための取組を進めるため、互いに連携する。

24　情報提供

・市は、こどものための取組について、こどもにも分かりやすく情報を伝える。
・学校等、地域団体及び関係機関は、こどもに関わる取組について、こどもや家庭に分かりやすく情報を伝える。

25　取組の確認・見直し

・市は、この条例に基づく取組を確認し、必要に応じて見直す。
・取組を見直すときは、こどもや市民、関係する人や機関の意見を聴くよう努める。